

## 水産海洋学会学会賞規定

1995年4月5日制定 1999年3月31日改正

2002年3月31日改正

2010年11月20日改正

1. 学会活動の活性化と水産海洋学会の一層の発展を図るために、水産海洋学会宇田賞（以下宇田賞という）、水産海洋学会奨励賞（以下奨励賞という）、水産海洋学会論文賞（以下論文賞という）、および水産海洋学会若手優秀講演賞（以下講演賞という）を本学会に設ける。
  2. 宇田賞は、本学会員で、主として水産海洋学研究において顕著な業績を挙げた正会員および外国会員の中から、以下に述べる選考を経て選ばれた者に授与される。受賞者には賞状、賞金およびメダルを贈呈する。
  3. 奨励賞は、当該年翌年4月1日現在40歳未満の本学会員で、主として水産海洋学研究において優れた業績を挙げた正会員および外国会員の中から、以下に述べる選考を経て選ばれた者に授与される。受賞者には賞状と賞金を贈呈する。
  4. 論文賞は、過去2年間に水産海洋研究誌および Fisheries Oceanography 誌に掲載された本学会員が第一著者の論文（総説も含む）で、主として水産海洋学において優れた内容を持つ論文の中から、以下に述べる選考を経て選ばれた論文2編以内に授与される。受賞論文の第一著者には賞状を贈呈する。
  5. 講演賞は、当該年翌年4月1日現在40歳未満の本学会員で、第一著者でかつ自らが講演／説明する口頭発表とポスター発表において、内容と提示・説明方法に優れた講演の中から、以下に述べる選考を経て選ばれた講演に授与される。受賞者には賞状を贈呈する。
  6. 学会賞受賞候補者を選考するため、学会賞受賞候補推薦委員会（以下委員会という）を設ける。
  7. 委員会の委員を6名とし、幹事の投票により決定する。委員の互選により委員長を定める。委員の任期を2年間とし、毎年半数交替とする（続けての再任は認めない）。会長は委員会が必要と認めた場合、常任幹事会の同意を得て2名までの委員を追加委嘱することができる。
  8. 委員会の決めた様式により、正会員が宇田賞受賞候補者、奨励賞受賞候補者を推薦する。
  9. 委員会は、宇田賞受賞候補者（1名）、奨励賞受賞候補者（1名）、および論文賞受賞候補論文（2編以内）を選び、1月末までに選定理由をつけて会長に報告する。
  10. 会長は、委員会の選考した候補者および候補論文について、幹事による無記名投票にはかる。投票の成立には幹事総数の3分の2以上の投票を必要とし、有効投票のうち4分の3以上の賛成を得た候補を受賞者（論文）とする。
  11. 学会賞受賞候補推薦委員会委員と会長委嘱の数名の委員からなる講演賞選考委員会を設け、研究発表大会時の講演の中から受賞候補講演（対象講演数の3%程度）を選考して会長に推薦する。
  12. 宇田賞受賞者、奨励賞受賞者、および論文賞受賞論文の主著者への賞の授与を総会時に行い、宇田賞受賞者の記念講演を研究発表大会において行う。
  13. 講演賞受賞講演者への賞の授与を、当該研究発表大会時に行う。
  14. 本規定の改正は、幹事会の議を経て行われる。
  15. この規定は1999年4月1日から実施する。
- 付則 1. 宇田賞の賞金額を5万円とする。奨励賞の賞金額を3万円とする。  
2. 委員会の事務を総務委員会が行う。